処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１０条の９第１項
処 分 の 概 要	所持許可を受けた者に対する指示
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第１０条の９第１項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）
処　分　基　準	銃砲刀剣類所持等取締法第１０条の９第１項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考	